



申請書等の押印を廃止します

葉山町では、行政手続における町民の皆様の負担の軽減及び行政手続のデジタル化を推進するため、令和3年6月1日から、町に提出する申請書等への押印を廃止します。

1 押印の廃止について

本町では、令和2年12月に立ち上げた「押印廃止等推進プロジェクトチーム」の意見を踏まえ、「押印見直し基準」を策定し、押印を求めている申請書等について見直しを行いました。その結果、令和3年6月1日から、原則として申請書等への押印を廃止します。

押印が必要な申請書等の件数（※1）	711件（※3）
押印を廃止する申請書等の件数（※2）	695件（※3）
引き続き押印が必要な申請書等の件数	16件
押印を廃止する割合	97.7%

- ※1 国の法令等の定めによるもの等を除いています。
- ※2 一部のものについては、署名が必要になるものがあります。
- ※3 内部管理における手続（32件中32件廃止）を含みます。

2 引き続き押印が必要な申請書等について

実印と印鑑証明書の提出を必要とするもの等登録された印鑑を使用するものについては、引き続き押印が必要となります。

国、県の法令・条例等で押印を義務付けているものや、他団体との調整が必要なため現時点で押印を必要としているものについても、国の対応等にあわせ順次廃止を検討していきます。